

2019年度新賃金妥結

国労水戸

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 久保田重明
編集責任者 坂下 司

運動を継続して

国労は会社と3回の団体交渉が行われ、3月15日に妥結整理した。日本の家計に影響がある10月の消費税増税分の賃上げができるか。今年の特徴は組合未加入者が多数での交渉になった。そのため労働組合の役割を發揮していく必要がある。

連合は今春闘で賃金格差是正を求めため実質賃金を重視した。今春闘でのベアと定期昇給を合わせた平均賃上げは平均6.53円、賃上げ率は2.16%と中間報告した。

国労本部は交渉の中で、収入増、人件費削減と利益を拡大してきた。会社はコスト管理を中長期的に判断をすると不十分な内容であるが妥結・整理を図った。ベア平均は1050円（前年1328円）の回答を行った。第二基本給の廃止について引き続き議論することになった。

職場の矛盾

仕事の不満
国労に結集し
みんなを相談 解決へ

一般社員の具体的ベア額

主幹A・主幹B・技術専任職	1,200円
主務職	1,100円
主任職1・2等級	1,000円
指導職1・2等級	900円
係職2等級	800円
係職1等級	700円

※昭和34年4月2日～昭和37年4月以降に生まれた人は減額率を乗じた額

定期昇給

昇給係数4実施（満55才未満の社員）

ベア 昇給係数1/6

初任給 係職1等級+700円
係職2等級+800円

エルダー・グリーンスタッフ
基本給額+500円

36協定の罰則

半数以上の企業では36協定を結んでいませんでした。経営者は割り増し賃金を払えばいいだろう。知らなかったと答えている。

労働基準監督官は

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法など照らし、これらの法律に遵守しているかどうか調査し違法があれば是正勧告や改善を指導する仕事である。

労働時間を超えて労働させた場合は

労働基準法違反となり、6ヶ月以下の懲役、または30万円以下の罰金となる。

これではほとんどの企業は残業をしているので労働基準法違反となります。そこで36協定が締結されていれば、協定の範囲内で法定時間外・法定休日労働である場合の罰則は免除される。

つづく